

広島市南区選挙管理委員会告示第8号
令和7年7月3日

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市南区選挙管理委員会
委員長 中 田 憲 悟

期日前投票所開設場所	所在地	期 間
広島市南区役所4階 4-1、4-2、4-3 会議室	広島市南区皆実町 一丁目5番44号	令和7年7月4日から同月19日まで 午前8時30分から午後8時まで
広島駅南口地下広場	広島市南区松原町 9番地先	令和7年7月17日から同月19日 まで 午前10時から午後8時まで